

熊本県公報

第 1 2 0 1 4 号
平成 23 年 5 月 31 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 保安林の指定の施業要件の変更…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定の施業要件の変更…………… (") 2
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (高齢者支援課) 2
- 平成 23 年度自衛官候補生の採用試験の実施…………… (市町村行政課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 4
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 4
- 熊本県工事契約事務取扱要領の一部改正…………… (監理課) 4
- 熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部改正…………… (") 4
- 熊本県工事入札参加者資格格付要綱の一部改正…………… (") 5
- 建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部改正…………… (") 5
- 建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部改正…………… (") 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 5
- 換地処分公告…………… (農地整備課) 6
- 平成 22 年度情報公開条例の運用状況…………… (県政情報文書課) 6
- 平成 22 年度個人情報保護条例の運用状況…………… (") 9
- 県営土地改良事業の工事完了公告…………… (農村計画課) 15
- 県営土地改良事業の工事完了公告…………… (") 16

登 載 依 頼

- 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表…………… (有明海自動車航送船組合) 16
- 交通管制システム上位装置賃貸借一般競争入札…………… (警察本部交通規制課) 21
- 交通管制システム上位装置賃貸借一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (警察本部交通規制課) 24
- 熊本県環境審議会水保全部会の開催…………… (熊本県環境審議会) 25

告 示

熊本県告示第 5 6 9 号
 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
 平成 2 3 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ばらん家 水俣市汐見町 3 番 1 5 7 号	N P O 法人 ばらん家 葦北郡芦北町大字 佐敷 4 4 3 番地 7 9 松原 久美子	平成 2 3 年 6 月 1 日	4310700168	就労継続支援 B 型

熊本県告示第 5 7 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ゆかり居宅介護支援事業所 熊本市春日二丁目 1 番 9 号スカイ マンションⅡ 3 0 2 号	合同会社縁	平成 2 3 年 6 月 1 日

熊本県告示第 5 7 1 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 2 3 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 5 7 2 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 2 3 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 公衆の保健
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 5 7 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 3 条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第 1 1 5 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
医療法人社団鶴友会 鶴田病院 熊本市保田窪本町 1 0 - 1 1 2	医療法人社団鶴友会	平成 2 3 年 6 月 1 日

熊本県告示第 5 7 4 号

平成 2 3 年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の受付期間及び応募資格が定められ、試験期日、試験場及び連絡先を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号）第 1 1 4 条、第 1 1 7 条第 1 項及び第 1 1 8

条の規定により告示する。
平成23年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 受付期間
 - (1) 男子
年間を通じ実施する。ただし、平成24年3月中学校・高等学校卒業予定者、中等教育学校の前期課程修了予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降に実施する。
 - (2) 女子
平成23年8月1日（月）から同年9月9日（金）までとする。ただし、平成24年3月中学校・高等学校卒業予定者、中等教育学校の前期課程修了予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降に実施する。
- 2 応募資格
 - (1) 男子
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子
 - (2) 女子
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の女子
- 3 試験期日
 - (1) 男子
受付時に指定する。ただし、平成24年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための試験は、原則として、平成23年9月16日（金）以降に実施する。
 - (2) 女子
平成23年9月27日（火）及び28日（水）
- 4 試験場の位置及び名称
受付時又は受験票交付時に指定する。
- 5 連絡先の名称及び位置

名 称	住 所	電 話 番 号
自衛隊熊本地方協力本部	〒862-0971 熊本市大江四丁目2番21号	096-366-1271
熊本分駐所	〒862-0971 熊本市大江四丁目2番21号	096-366-1274
熊本募集案内所	〒862-0954 熊本市神水一丁目3番7号	096-384-6330
宇城募集案内所	〒869-0451 宇土市北段原町15番地 宇 土合同庁舎2階	0964-23-2047
玉名地域事務所	〒865-0064 玉名市中1908番地2	0968-72-4211
山鹿地域事務所	〒861-0501 山鹿市山鹿417番地	0968-43-7457
菊池分駐所	〒861-1306 菊池市大琳寺239番地	0968-24-2772
八代出張所	〒866-0883 八代市松江町526番地3	0965-33-7001
水俣地域事務所	〒867-0042 水俣市大園町一丁目11番5 号 水俣商工会議所2階	0966-63-5863
人吉地域事務所	〒868-0008 人吉市中青井町320番地1 3 沖田ビル1階	0966-22-4704
天草駐在員事務所	〒863-0034 天草市浄南町1番13号	0969-22-3349
阿蘇地域事務所	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4546 番地3	0967-22-4575

熊本県告示第 5 7 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
あさぎり整骨院	中武 貴史	球磨郡あさぎり町免田東 3 7 6 6 番地 1	平成 2 3 年 5 月 9 日

熊本県告示第 5 7 6 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 3 年 5 月 2 4 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 3 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	花と蛇 3（東映ビデオ） 凌辱！白衣を剥ぐ（新東宝） 性交エロ天使 たっぷりご奉仕（オーピー） 美尻エクスタシー 白昼の穴快樂（オーピー） 淫行 見てはいけない妻の痴態（新東宝） 異常体験 いじくり変態汁（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 5 7 7 号

熊本県工事契約事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 2 3 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事契約事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県工事契約事務取扱要領（平成 2 1 年熊本県告示第 6 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「額に 1 0 0 分の 7 0」を「額に 1 0 0 分の 8 0」に改める。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

熊本県告示第 5 7 8 号

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 2 3 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領
熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成 1 6 年熊本県告示第 3 3 1 号）の一部を次のように改正する。

3 中「額に 1 0 0 分の 7 0」を「額に 1 0 0 分の 8 0」に改める。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

熊本県告示第579号

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成23年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱
熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）の一部を
次のように改正する。
第2条第2項ただし書を削る。
別表を次のように改める。

工 事 種 類 規 模 別 等 級 表

工事の種類	等級	工事の請負対象金額	
土木一式工事	A1	5,000万円以上	
	A2	1,000万円以上	5,000万円未満
	B	300万円以上	1,000万円未満
	C	300万円未満	
建築一式工事	A1	1億2,000万円以上	
	A2	5,000万円以上	1億2,000万円未満
	B	2,500万円以上	5,000万円未満
	C	1,000万円以上	2,500万円未満
	D	1,000万円未満	
ほ装、電気 及び管工事	A	1,000万円以上	
	B	300万円以上	1,000万円未満
	C	300万円未満	

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

熊本県告示第580号

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の
一部を改正する要領を次のように定める。
平成23年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要
領の一部を改正する要領
建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領（
平成17年熊本県告示第380号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項ただし書及び同条第4項を削る。
第5条第1項第1号中「最上位等級で、」の次に「土木一式工事及び」を加え、「土
木一式工事」を削る

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

熊本県告示第581号

建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例
要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成23年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する
特例要領の一部を改正する要領
建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例
要領（平成17年熊本県告示第380号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項ただし書を削る。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。

公 告

熊本県公告第279号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成22
年12月16日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により天草市から意見書

の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成23年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) コメリホームセンター本渡店 本館
天草市亀場町食場字長フケ805-1ほか
 - (2) コメリホームセンター本渡店 資材館
天草市亀場町食場字鶴田797ほか
- 2 天草市の意見の概要
 - (1) 国道266号からの出入口No.1は左折・右折兼用となっているが、交通事故及び渋滞が懸念されるため、左折のみによる出入口とすること。
 - (2) 国道266号沿いの歩道は通学路に指定されており、駐車場の利用可能時間帯が登下校の時間帯と重なるため、商品等の搬入搬出時や来店者にその旨を周知するとともに、路面表示や看板表示を運転者の目に留まりやすい表示とし、万全の安全対策を講ずること。
 - (3) 店舗建設については、環境関連法令に則った届出を遅滞なく行い、周辺地域への環境負荷（騒音・振動・悪臭等）を最小限に抑えること。
 - (4) 営業においては、騒音防止をはじめ、悪臭の抑制、廃棄物の減量化及びリサイクルに努め、周辺地域への環境負荷の低減を推進すること。
 - (5) 社員の環境教育を励行し、環境に対する意識の向上を図ること。
 - (6) 取引業者等に対しては、搬入搬出時において、周辺住民の生活環境に影響を与えないことのないよう指導の徹底を図ること。
 - (7) 国道266号の歩道と駐車場の境に樹木等を植栽し、景観に配慮すること。
 - (8) 敷地内は、夜間にたまり場となるおそれがあるため、敷地周りのフェンスや敷地出入口の封鎖、防犯灯を設置するなどして侵入できないよう手立てを講ずること。
 - (9) 住民からの各種相談については、誠意を持って対応すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び天草地域振興局総務振興課
 - (2) 平成23年5月31日から平成23年6月30日まで

熊本県公告第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、釜尾地区土地改良事業共同施行施行委員長小森隆から釜尾地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成23年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第281号

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65条）第36条及び審議会等の会議の公開に関する指針（平成10年熊本県告示第826号）第7（2）の規定により、平成22年度の各実施機関における同条例及び同指針の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 行政文書開示請求等に対する決定等の状況

(単位:件)

区 分	請求・申出に対する決定等件数		請求・申出に対する決定等の内容					
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
開示請求	1,001	(970)	570 (578)	270 (255)	11 (18)	70 (63)	80 (56)	0 (0)
開示申出	13	(10)	2 (1)	6 (3)	0 (0)	3 (1)	2 (5)	0 (0)
合 計	1,014	(980)	572 (579)	276 (258)	11 (18)	73 (64)	82 (61)	0 (0)

* ()内の数字は、平成21年度の状況。

* 「開示申出」とは、条例では開示請求の対象となっていない条例施行前の文書などについて任意的開示を求める申出をいう。

* 請求・申出に対する決定等件数 1, 014件中、211件が「くまもと電子申請窓口よろず申請本舗」を利用した電子請求。

2 行政文書開示請求等に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	請求に対する決定等件数	請求に対する決定等の内容						開示申出	申出に対する決定等の内容						
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中	
知事公室		1					1	0								
総務部		38	12	14	1	9	2	0								
企画振興部		3	1	1			1	0								
健康福祉部		75	24	22	5	8	16	3		2					1	
環境生活部		37	9	12	1	5	10	0								
商工観光労働部		17	7	10				0								
農林水産部		71	54	10			7	2		1					1	
土木部		279	206	31		21	21	5	1	1			3			
出納局		0						0								
企業局		3	2		1			1		1						
地域振興局		303	221	62		8	12	2	1	1						
小 計		827	536	162	8	51	70	0	13	2	6	0	3	2	0	
議会		9		7		1	1	0								
教育委員会		120	26	80	1	8	5	0								
選挙管理委員会		18	2	10		6		0								
人事委員会		4			1	3		0								
監査委員		3		3				0								
公安委員会		0						0								
警察本部長		17	5	8	1		3	0								
労働委員会		0						0								
取用委員会		0						0								
有明海区漁業調整委員会		0						0								
天草不知火海区漁業調整委員会		0						0								
内水面漁場管理委員会		0						0								
病院事業の管理者		2				1	1	0								
公立大学法人熊本県立大学		0						0								
熊本県住宅供給公社		1	1					0								
熊本県道路公社		0						0								
合 計		1,001	570	270	11	70	80	0	13	2	6	0	3	2	0	

3 行政文書開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					取下げ	平成 22 年度末現在未決定のもの
平成 21 年度末現在審理継続中のもの	平成 22 年度中の申立て	決 定						
		却 下	棄 却	一部認容	認 容			
74 件 (2 人)	4 件	0	2	0	0	0	76 件 (4 人)	

* () 内は不服申立人の人数

4 情報プラザにおける情報提供の状況

行政資料のコピーサービス利用状況	件 数	1, 406
	枚 数	84, 980
行政資料の有償頒布の状況	件 数	798
	冊 数	1, 201

5 審議会等の公開の状況

(1) 審議会等の公開・非公開についての方針の決定状況

指針の対象となる 審議会等の総数	方 針 の 決 定 状 況			
	公 開	一部公開	非 公 開	未 決 定
160 (160)	73 (72)	31 (25)	46 (49)	10 (14)

(2) 会議の公開の状況

平成 2 2 年度に会議を開いた審議会等の数	1 3 1 (1 2 5)	
延べ開催回数及びその公開の状況	6 6 5 回 (5 4 9 回)	
	公開	1 6 7 回
	一部公開	2 0 回
	非公開	4 7 6 回
現地審議等	2 回	
公開又は一部公開の会議の傍聴者数	5 1 4 人 (7 7 人)	

* () 内の数字は、平成 2 1 年度の状況。

* 「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、県の事務について調停、審査、審議又は調査等を行うため設置された附属機関及びこれに類するものをいう。

熊本県公告第 2 8 2 号

熊本県個人情報保護条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号）第 4 2 条の規定により、平成 2 2 年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 2 3 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施機関別の登録対象事務の件数

実施機関名		件 数
知 事	知事公室	11
	総務部	108
	企画振興部	42
	健康福祉部	399
	環境生活部	94
	商工観光労働部	77
	農林水産部	187
	土木部	132
	出納局	2
	企業局	11
	地域振興局	10
小 計		1,073
議会		11
教育委員会		106
選挙管理委員会		5
人事委員会		10
監査委員		3
公安委員会		1
警察本部長		112
労働委員会		5
収用委員会		2
熊本県有明海区漁業調整委員会		2
天草不知火海区漁業調整委員会		2
内水面漁場管理委員会		2
病院事業の管理者		2
公立大学法人熊本県立大学		18
合 計		1,354

(注) 登録対象事務とは、条例第 6 条に規定する「個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録されている文書を使用するもの。」をいう。

2 自己情報開示請求に対する決定等の状況

(単位：件)

請求に対する 決定等件数	請求に対する決定等の内容				
	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
82 (64)	26 (23)	47 (34)	2 (2)	4 (4)	3 (1)

* () 内は平成21年度の状況。

3 自己情報開示請求に対する実施機関別の決定等の状況

(単位：件)

実施機関名	区分	開示請求 に対する 決定等	請求に対する決定等の内容				
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
知 事	知事公室	0					
	総務部	11	7	3		1	
	企画振興部	0					
	健康福祉部	1		1			
	環境生活部	5		5			
	商工観光労働部	2	1			1	
	農林水産部	0					
	土木部	2	2				
	出納局	0					
	企業局	0					
	地域振興局	1					1
	小 計	22	10	9	0	2	1
議会		0					
教育委員会		9	5	3			1
選挙管理委員会		1	1				
人事委員会		0					
監査委員		0					
公安委員会		0					
警察本部長		47	8	34	2	2	1
労働委員会		0					
収用委員会		0					
熊本県有明海区漁業調整委員会		0					
天草不知火海区漁業調整委員会		0					

内水面漁場管理委員会	0					
病院事業の管理者	3	2	1			
公立大学法人熊本県立大学	0					
合 計	82	26	47	2	4	3

4 自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成21年度末現在審理継続中のもの	平成22年度中の申立て	決 定				取下げ	平成22年度末現在審理継続中のもの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
1	1	0	1	0	0	0	1

5 口頭による自己情報開示請求に対する開示の件数

知事

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
職員選考考査	8	161	
行政職への職種転換選考試験	6	31	
熊本県福祉サービス第三者評価 評価調査者養成研修修了試験	0	13	
熊本県准看護師試験	27	530	
歯科技工士国家試験	13	37	
熊本県調理師試験	58	865	
熊本県製菓衛生師試験	0	47	
熊本県ふぐ処理師試験	7	30	
登録販売者試験	14	574	
毒物劇物取扱者試験	8	443	
熊本県クリーニング師試験	1	20	
狩猟免許試験	2	418	
内閣府青年国際交流事業中間選考会	0	5	
熊本県ジュニアドリーム事業ボランティアリーダー選考会	0	18	
職業訓練指導員試験	0	5	
技能検定試験	1	1,308	
採石業務管理者試験	0	51	
砂利採取業主任者試験	0	4	

熊本県職員採用候補者選考試験(技術職員)	0	17	
主任計量者試験	0	4	
熊本高等技術訓練校訓練生入校選考	0	89	
熊本県立技術短期大学校一般入試	15	103	
熊本県立技術短期大学校推薦入試	5	38	
農業大学校入学者選抜試験	2	27	
農薬指導士認定試験	0	64	
家畜人工授精に関する講習会の修業試験	0	16	
くまもとアートポリス推進検討委員会公募委員選考審査	0	1	
熊本県臨時職員採用試験	0	830	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験	5	202	
熊本県保健環境科学研究所臨時職員採用試験	0	7	
熊本県水産研究センター臨時職員採用試験	0	48	
熊本県非常勤職員採用試験	8	612	
計	180	6,618	

議会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
非常勤職員採用試験	1	28	
臨時職員採用試験	0	9	
計	1	37	

教育委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
非常勤職員採用試験	0	36	
臨時職員採用試験	0	41	
計	0	77	

人事委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
職員採用試験(大学卒業程度)	213	1,156	
職員採用試験(民間等経験者)	18	349	
職員採用試験(短大卒業程度)	1	68	
職員採用試験(高校卒業程度)	30	328	
職員採用試験(警察官A)	135	1,487	
職員採用試験(警察官B)	67	808	
職員採用試験(身体障がい者対象)	1	19	
計	465	4,215	

警察本部長

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
熊本県警察職員選考採用試験	4	67	
熊本県警察育児休業等代替臨時職員採用試験	2	37	
警備員検定	32	37	
改正警備業法附則第5条の規定による審査	5	9	
警備員指導教育責任者講習修了考査	61	68	
機械警備業務管理者講習修了考査	8	12	
猟銃及び空気銃取扱いに関する講習会修了考査	7	110	
駐車監視員資格者講習修了考査	2	7	
教習指導員資格審査	0	92	
技能検定員資格審査	4	65	
停止処分者講習	23	4,267	
運転免許試験(原付免許試験、小型特殊免許試験以外)	2,320	42,923	
原付免許試験	175	258	
小型特殊免許試験	5	6	
非常勤職員採用試験	5	275	
臨時職員採用試験	7	154	
計	2,660	48,387	

公立大学法人熊本県立大学

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
一般入試	74	1,561	
自己推薦型入試	4	255	
特別選抜	2	148	
大学院入試	2	81	
計	82	2,045	

病院事業の管理者

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
非常勤職員採用試験	0	1	
計	0	1	

総 計	3,388	61,380	
-----	-------	--------	--

(注)

- ・本表は、平成22年度中に実施した試験についての開示の実績である。したがって、開示を行った期間が平成23年度にまたがったものも含む。
- ・ただし、熊本県立大学一般選抜試験については、開示期間が試験実施期日の属する年度の翌年度の5月1日から6月30日までであるので、平成21年度中に実施した試験についての実績を計上している。

6 自己情報訂正請求に対する決定等の状況

(単位：件)

請求件数	請求に対する決定等の内容			
	全部訂正	部分訂正	不訂正	取下げ
0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)

* () 内は平成 2 1 年度の状況。

7 自己情報訂正請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成 2 1 年 度末現在審 理継続中の もの	平成 2 2 年 度中の申立 て	決 定				取下げ	平成 2 2 年 度末現在審 理継続中の もの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
0	1	0	0	1	0	0	0

8 自己情報利用停止請求に対する決定等の状況

0 件

9 自己情報利用停止請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0 件

10 個人情報取扱いについての苦情の申出の件数及びその対応状況

(単位：件)

申出件数	申出に対する対応状況		
	対応済み	検討中	未検討
2 (3)	2 (3)	0 (0)	0 (0)

* () 内は平成 2 1 年度の状況。

熊本県公告第 2 8 3 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成23年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農地保全施設	塩屋地区（熊本市）	平成8年9月7日	平成23年3月31日	熊本県

熊本県公告第284号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成23年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	上益城中央2期（水越工区）	平成19年6月28日	平成23年3月2日	熊本県

登載依頼

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。
平成23年5月31日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏

有明海自動車航送船事業の平成22年度下半期（平成22年10月1日から平成23年3月31日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数162,634台、車両収入372,457,260円、同乗旅客数204,595人、同乗旅客収入73,600,400円、一般旅客数33,226人、一般旅客収入13,666,940円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数286台（0.2%）の減、車両収入14,797,670円（3.8%）の減、同乗旅客数724人（0.3%）の減、同乗旅客収入835,300円（1.2%）の増、一般旅客数2,027人（5.7%）の減、一般旅客収入816,560円（5.6%）の減となる。

(2) 職員数（平成23年3月31日現在）

一般職員 12人
船舶職員 24人
合 計 36人

(3) 条例、規則の制定改廃

ア 条例

(ア) 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年組合条例第1号）

イ 規則

(ア) 有明海自動車航送船組合職員等の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成22年組合規則第2号）
(イ) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（平成22年組合規則第3号）

(4) 議会議決事項

平成23年3月17日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同日可決された議案は、次のとおりである。

第1号 有明海自動車航送船組合管理者の共同任命につき議会の同意を求めることについて

第2号 管理者専決処分の報告並びに承認について
有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第3号 管理者専決処分の報告並びに承認について
平成22年度有明海自動車航送船事業会計補正予算（第2号）

第4号 平成22年度有明海自動車航送船事業会計補正予算（第3号）

第5号 平成23年度有明海自動車航送船事業会計予算

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2
 (6) 平成23年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表3

別表1

平成22年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書
 (平成22年10月1日から平成23年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
		437,832,951		
	(1) 運航収入	(898,248,968)		
		13,588,680	451,421,631	
	(2) 運航雑入	<u>(15,907,631)</u>	<u>(914,156,599)</u>	
2	営業費用			
		3,179,912		
	(1) 一般管理費	(5,274,563)		
		281,509,360		
	(2) 運航経費	(560,829,442)		
		182,806,017	467,495,289	
	(3) 運航管理費	<u>(351,366,587)</u>	<u>(917,470,592)</u>	
	営業損失			16,073,658
				(3,313,993)
3	営業外収益			
		2,053,000		
	(1) 受取利息及び配当金	(3,476,000)		
		4,654,419		
	(2) 他会計補助金	(4,654,419)		
		4,363,414	11,070,833	
	(3) 雑収入	<u>(5,731,043)</u>	<u>(13,861,462)</u>	
4	営業外費用			
		0		
	(1) 支払利息	(0)		
		0	0	11,070,833
	(2) 雑支出	<u>(0)</u>	<u>(0)</u>	<u>(13,861,462)</u>
	経常利益			△ 5,002,825
				<u>(10,547,469)</u>
	当年度純利益			△ 5,002,825
				(10,547,469)
	前年度繰越欠損金			838,052,660
				<u>(853,602,954)</u>
	当年度未処理欠損金			843,055,485
				<u>(843,055,485)</u>

() は決算見込み

別表2

平成22年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）

（平成23年3月31日）

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	2,304,822,687		
減価償却累計額	<u>2,183,521,503</u>	121,301,184	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	799,036,618		
減価償却累計額	<u>289,321,484</u>	509,715,134	
ニ 構 築 物	247,019,280		
減価償却累計額	<u>196,342,937</u>	50,676,343	
ホ 備 品	40,582,659		
減価償却累計額	<u>29,185,444</u>	11,397,215	
ヘ 機 械 装 置	5,840,400		
減価償却累計額	<u>5,548,380</u>	<u>292,020</u>	
有形固定資産合計			705,545,037
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		<u>757,600</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 出 資 金		<u>10,200,000</u>	
投資合計			<u>10,200,000</u>
固定資産合計			716,502,637
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		631,318,989	
(2) 未 収 金		21,338,272	
(3) 前 払 金		120,000	
(4) 有 価 証 券		230,000,000	
(5) その他流動資産		<u>5,477,500</u>	
流動資産合計			<u>888,254,761</u>
資 産 合 計			<u>1,604,757,398</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 退職給与引当金		424,675,493	
(2) 修繕準備引当金		<u>11,234,323</u>	
固定負債合計			435,909,816
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		126,596,433	
(2) 預 り 金		2,640,857	
(3) その他流動負債		<u>1,000,000</u>	
流動負債合計			<u>130,237,290</u>
負債合計			566,147,106

資 本 の 部

5 資 本 金			
(1) 自己資本金		1,855,650,000	
(2) 借入資本金			
イ 企 業 債		<u>0</u>	
借入資本金合計			<u>0</u>
資本金合計			1,855,650,000
6 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,727,127		
ロ 工事負担金	800,000		
ハ 補助金	<u>15,488,650</u>		
資本剰余金合計		26,015,777	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ 当年度未処理欠損金	<u>843,055,485</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 843,055,485</u>	
剰余金合計			<u>△ 817,039,708</u>
資本合計			<u>1,038,610,292</u>
負債資本合計			<u>1,604,757,398</u>

別表 3

平成 23 年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第 1 条 平成 23 年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 航 海 数	13,000 回
(2) 年 間 輸 送 台 数	335,000 台
(3) 年間輸送同乗旅客数	433,000 人
(4) 年間輸送一般旅客数	73,000 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益	952,272	千円
第 1 項 営 業 収 益	943,458	千円
第 2 項 営 業 外 収 益	8,814	千円
	支	出
第 1 款 事 業 費	946,617	千円
第 1 項 営 業 費 用	923,597	千円
第 2 項 営 業 外 費 用	18,020	千円
第 3 項 予 備 費	5,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 資 本 的 収 入	300,000	千円
第 1 項 長 期 借 入 金	300,000	千円
	支	出
第 1 款 資 本 的 支 出	6,000	千円
第 1 項 建 設 改 良 費	3,000	千円
第 2 項 予 備 費	3,000	千円

(長期借入金)

第 5 条 長期借入金の目的、限度額、利率の方法は、次のとおりと定める。

借入金の目的	限度額	利率
船舶建造	300,000 千円	なし

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 369,099 千円
- (2) 交際費 400 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第 10 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
船舶	有明丸(仮称)	1 隻

熊交規公告第 3 3 8 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 2 3 年 5 月 3 1 日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
交通管制システム上位装置 一式
- (2) 借入物品の機能、性能等
「交通管制システム上位装置賃貸借仕様書」(以下「仕様書」という。)のとお
- (3) 納入期限
平成 2 4 年 2 月 2 9 日
- (4) 借入期間
平成 2 4 年 3 月 1 日から平成 2 9 年 2 月 2 8 日まで
- (5) 納入場所
仕様書のとお
- (6) 入札金額
入札金額は、1 か月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては、6 0 月賃貸借料率で計算すること。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。
- (7) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格は設けていない。
- (8) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、書面による入札(以下、「紙入札方式」という。)による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に 3 に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

2 入札参加者の資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。)による審査の上、有資格者として営業種目「リース・レンタル(OA 機器類)」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成 2 3 年 6 月 1 4 日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班(県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 096-333-2581
ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書

- 様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(4)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
ア 電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。
なお、確認資料の容量が3メガバイトを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
イ 紙入札方式による入札参加の場合
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間
公告の日から平成23年7月4日（月）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (3) 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所
熊本県警察本部交通部交通規制課管制第二係（熊本県庁警察棟8階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- (2) 仕様書等
ア 閲覧（交付）の期間
公告の日から平成23年7月11日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 閲覧（交付）の場所
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
ア 電子入札システムによる入札
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成23年7月11日（月）午後5時までに入札すること。
イ 紙入札方式による入札
(ア) 日時 平成23年7月12日（火）午前10時
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部交通部交通規制課（熊本県庁警察棟2階）
- (4) 開札の日時及び場所
4の(3)のイに同じ。
- (5) 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成23年7月12日（火）午前11時までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、契約担当者から承認を受けた場合は、イの紙入札方式によるものとする。
イ 紙入札方式により持参する場合

「入札書」を作成し、4 の (3) のイの日時及び場所に持参し、提出すること。ただし、代理人をして入札するときは、「委任状」を入札書と同時に提出すること。

なお、郵送を認めるが、次の事項に留意の上、必ず平成 2 3 年 7 月 1 1 日 (月) までに 4 の (1) に記載する場所に必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「貸借業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。

(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「貸借業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。

(2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。

(3) 入札の回数

入札回数は 2 回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(5) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札

オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札

キ 紙入札方式による入札において、2 以上の意思表示をした入札

ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札

ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者の I C カードを使用して提出された入札

コ 民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 第 9 5 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ 明らかに連合によると認められる入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) その他

仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号) 及び熊本県電子入札 (物品調達・業務委託契約等) 運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者決定の日から 1 4 日以内とする。

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額 (1 月当たりの賃借料) に借入月数 (6 0 月) を乗じた額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を

提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) NAME AND QUANTITY OF COMMONDITY
A Set of UpperSystem Equipment for the Traffic Control Center
- (2) PLACE TO SUPPLY COMMONDITY
Shown in the Specification
- (3) DEADLINE TO SUBMIT BIDDING PROPOSAL BY E-MAIL
05:00 p.m. 11 July 2011
- (4) DATE AND PLACE TO SUBMIT BIDDING PROPOSAL
10:00 a.m. 12 July 2011
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Building 2F
- (5) LANGUAGE AND CURRENCY TO BE USED FOR BIDDING
Japanese Language and Currency only
- (6) NAME OF THE DEPARTMENT IN CHARTGE OF THIS BIDDING CONTRACT
Traffic Management and Control Division
Police Administration Department
Kumamoto Prefectural Police Headquarters
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City 862-8610 Japan
TEL 096-381-0110 ext 5233

熊本県警察本部告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成23年5月31日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 競争入札に付する事項
交通管制システム上位装置賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成23年6月14日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成25年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成25年1月4日から平成25年1月31日（閉庁日を除く。）までに

行う。

熊本県環境審議会水保全部会公告第1号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年5月31日

熊本県環境審議会水保全部会
部会長 嶋田 純

- 1 開催日時
平成23年6月8日（水）
午後2時から4時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ研修室
- 3 議題
熊本県地下水保全条例の改正について
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県環境審議会水保全部会事務局
(熊本県環境生活部環境局環境立県推進課地下水企画班)
(電話096-333-2272)